

公益財団法人やまがた健康推進機構定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人やまがた健康推進機構と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形市に置く。

(全国組織との業務連携)

第3条 この法人は、次の各号に掲げる法人と提携して事業を行うものとする。

- (1) 公益財団法人結核予防会
- (2) 公益財団法人日本対がん協会

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、結核及び生活習慣病等の予防に関する事業を行い、県民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種検(健)診事業
- (2) 結核・生活習慣病等の予防知識の普及啓発事業
- (3) がんの総合相談支援事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、山形県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために必要なものとして理事会で定めた財産とし、基本財産の一部を処分し、若しくは担保に提供しようとするときは又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(資産の管理・運用)

第8条 この法人の資産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類についてはその承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等及び費用の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評 議 員

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

- 者
- ハ その評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第16条 評議員は原則として無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、各年度の総額が500,000円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程」による。

第5章 評 議 員 会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準

- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 理事及び監事の一般社団・財団法人法第 111 条に規定する損害賠償責任の全部又は一部免除
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、当該評議員会において出席した評議員の互選により選出する。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 理事及び監事の一般社団・財団法人法第 111 条に規定する損害賠償責任の一部免除
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、1 名を副理事長、1 名を専務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 1 号に規定する代表理事とし、専務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代理し、専務理事は、この法人の業務を執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で年 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従い、理事会で定めた額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第 31 条 第 18 条第 6 号の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の一部免除)

第 32 条 前条の規定にかかわらず一般社団・財団法人法第 198 条において準用する第 18 条第 6 号の責任は、当該理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項の規定により得た額を限度として、評議員会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 33 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定に基づき、外部役員(この法人の理事又は監事であって、代表理事若しくは業務執行理事又は使用人でなく、かつ、過去にこの法人の代表理事若しくは業務執行理事又は使用人となったことのないものをいう。以下この条において同じ。)の任務を怠ったこ

とによる当該外部役員(外部役員であった者を含む。)の損害賠償責任について、当該外部役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、10万円と同法第198条において準用する同法第113条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員と締結することができる。

第7章 理 事 会

(構 成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が出席できないときは、副理事長又は専務理事が当たる。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・一般財団法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 顧 問

(顧 問)

第40条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要な会務について、理事長の諮問に応じる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程」に準じて、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第4条、第5条及び第14条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を得て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第11章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補 則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定

める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の評議員は、朝井正夫、伊藤俊夫、小田隆晴、佐藤博幸、佐藤泰司、武田憲夫、舟山政紘、吉田修一、山口一郎とする。
- 4 この法人の最初の理事及び監事は、次のとおりとする。
 - (1) 理事 有海躬行、横山紘一、齋藤忠男、大泉享子、後藤利昭、齋藤幹郎、高橋秀昭、本間清和、山科昭雄、中矢信一、本間隆宏
 - (2) 監事 奥山 享、海和邦博
- 5 この法人の最初の理事長は有海躬行とし、副理事長は横山紘一とし、専務理事は齋藤忠男とする。

附 則（平成25年6月評議員会決議）

この定款は、平成25年6月27日から施行する

（第18条第1項第2号、第23条第2項、第30条第1項、第39条第2項の変更。）

附 則（平成26年6月評議員会決議）

この定款は、平成26年6月27日から施行する。

（第24条第2項及び第3項、第25条第2項、第26条第2項及び第3項、第35条第1項第3号、第11章の変更。）

附 則（平成27年6月評議員会決議）

この定款は、平成27年6月23日から施行する。

（第46条第1項の変更）

附 則（平成29年3月臨時評議員会決議）

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

（第24条第2項及び第3項、第25条第2項、第26条第2項及び第3項、第35条第1項第3号、第11章及び第46条の変更、第47条の追加）

附 則

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項の規定に基づき、平成29年9月に山形県知事に行う公益目的事業の変更認定申請の認定の通知が到達した日以後、理事長が別に定める。（平成29年度9月臨時評議員会決議。

施行期日を定める規程により平成29年10月1日施行）

（第5条の変更）

附 則（令和3年3月臨時評議員会決議）

この定款は、令和3年4月1日から施行する。

（第11章の変更）